

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	南部土木みどり事務所管内全域				
路線名又は河川名等					
工事名	(単価契約) 機械浚渫工事 (南部土木みどり事務所)				
工期	令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで				
事業課(所)名	南部土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局

チェック欄
<input type="checkbox"/>

工事概要

機械浚渫工				m3	7

施工理由

本工事は、水路等の土砂が堆積した箇所において、機械による浚渫を行うことにより、流水機能の回復及び地域の環境改善を推進するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年12月	
歩掛適用年月	2025年12月	
基準適用年月	2025年12月	
単価地区	2601: I地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	13:道路維持工事	
施工地域等補正	大都市（2）	1.5
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	大都市（2）	1.2
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	前払金対象外	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

設計内訳書 (本01)

工事名	(単価契約) 機械浚渫工事 (南部土木みどり事務所)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
道路清掃工		式	1				
排水施設清掃工		式	1				
側溝清掃(機械)	作業形態: 組合せ, 清掃作業, 移動, 作業量区分: 0.1 25m ² 未満, 50%未満, 散水車なし	m	140				単価は140m当たり , L=20.4kmを計上
集水桝清掃(機械)	作業形態: 組合せ, 清掃作業, 移動, 泥土堆積厚: 25c m未満, 散水車なし	個	6				単価は6個当たり , L=10.2kmを計上
管渠清掃	作業形態: 組合せ, 作業量区分: 管径200mm以上400m m未満 50%未満, 排水管清掃車使用区分: 持込, 側溝 清掃車使用区分: 持込, 散水車機種: 散水車なし	m	20				単価は20m当たり , L=10.2kmを計上
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	2				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費 (率計上)		式	1				
純工事費		式	1				

設計内訳書 (本01)

工事名	(単価契約) 機械浚渫工事 (南部土木みどり事務所)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書

工事名：（単価契約）機械浚渫工事（南部土木みどり事務所）

工事場所：南部土木みどり事務所管内全域

契約期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（適用）

第1条 本特記仕様書は、京都市が施工する上記工事（以下「工事」という。）に適用する。

（工事の施工）

第2条 工事は、単価契約工事指示書（様式－1）（以下「指示書」という。）監督職員の指示、本特記仕様書、京都市土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。令和7年8月改正）等に基づき施工しなければならない。

（工事内容）

第3条 本工事は、本市建設局が管理する側溝、排水路、河川、排水管渠等に堆積している汚泥（以下「汚泥」という。）を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）及び関係法令に従い、側溝清掃車等により収集し、第14条に示す発注者の指定する受入場所まで、許可された車両で適正に運搬するものである。

（予定数量）

第4条 本工事における機械浚渫工により排出される汚泥の予定数量は以下のとおりである。

20m³

（契約単価）

第5条 単位当たりの契約単価は、工事原価に一般管理費を加えた工事の施工に必要な適正工事価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した単価とする。

なお、工事原価は、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費を含むものとする。

（再委託等の禁止）

第6条 本工事の受注者（以下、「受注者」という）は、第3条「工事内容」で定義する業務の全部又は一部を第三者に、下請けまたは委託してはならない。

（資格の確認）

第7条 受注者は、廃掃法第14条第1項に規定する許可（ただし、産業廃棄物収集運搬業許可証（以下「収集運搬の許可証」という。）に記載されている「事業の範囲」に「汚泥」が含まれていなければならない。）を、本市または京都府から受けている必要があるが、その確認のために、工事契約後直ちに、収集運搬の許可証の写しを発注者に提出すること。

なお、収集運搬の許可証の写しの提出においては、本特記仕様書6頁にある「受注者記入欄」の項目について記入したうえで、打合せ簿により2部提出すること。2部のうち、1部については発注者が受領したことを証したうえで返却する。

（報告・提出書類）

第8条 本工事において、汚泥が適切に収集運搬されていることを証明するため、発注者が交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）に、必要事項を記入・押印したうえで、発注者が指定する処分業者へ回付すること。また、排出事業者へ返却しなければならないもの（マニフェストB2票）については、発注者へ提出すること。

なお、マニフェストについては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムを利用することができる。

（現場の常駐）

第9条 受注者又は受注者が契約の履行に関する一切の事項を処理する権限を委任したもの（以下「現場代理人」という。）は、現場に常駐し、工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

（前払金及び中間金）

第10条 前払金及び中間金の請求は、認めないものとする。

（工事の範囲）

第11条 工事の範囲は、指示書によるものとする。

（工 期）

第12条 工期は、指示書に明記する。

2 発注者が特に指示する災害、その他緊急を要するものにあつては、祝祭日、休日、年末年始及び夜間においても作業を行わなければならない。

（工 種）

第13条 本工事に用いる浚渫工種は、次表によるものとする。

工 種	内 容
機械浚渫工	排水管清掃車、側溝清掃車等による浚渫工事をいう。

(建設副産物の適正処理)

第14条 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、工事の施工に伴い発生する建設副産物を適正に処理すること。また、機械浚渫工により発生する汚泥を、次表に示す施設に適正に運搬すること。

建設副産物	受 入 場 所	備 考
汚 泥 (※1)	廃掃法第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区深草神明講谷町	・設計運搬距離 L = 5.8 km ・受注者は、受入場所への搬出のみを行い、処分は行わない。

(※1) 機械浚渫において収集する汚泥。受入場所の詳細については、契約後、監督職員から別途指示する。受注者は、監督職員が指示する受入場所に搬出することとし、受入場所の変更は認めない。

2 汚泥の性状に変更があった場合には、その内容及び程度を、書面をもって速やかに報告すること。

(処理されない産業廃棄物の取扱い)

第15条 本工事契約を解除した場合、収集運搬の完了していない汚泥については、発注者と協議の上、適切に処分されるよう、誠意ある対応を行うこと。

(工事の完成報告)

第16条 受注者は、工事の完成後、発注者に、次の書類を提出し、工事の完成報告をしなければならない。

(1) 完成通知書・・・1部(様式-2)

(2) 単価契約工事記録写真帳(様式-3)

(以下「記録写真帳」という。)・・・1部

2 出来形数量は、小数第3位以下を切り捨てた数値とする。ただし、出来形数量が小数第2位に満たない場合は、有効数位第1位の数量を出来形数量とする。

(工事の記録写真)

第17条 受注者は、工事の状況及び成果を明らかにするため、次の写真を記録写真帳に貼付し、提出しなければならない。

(1) 同一地点から撮影した工事着手前及び工事完成後の全景写真を各1葉

(2) 工事の過程を撮影した写真を1葉以上

なお、特に必要のある場合、発注者が別に指示する写真を提出しなければならない。

2 写真の形状寸法は、サービス・サイズ(7.5×10.5cm)程度を標準とし、

記録写真帳の上段に工事着手前、中段に工事完成後及び下段に工事過程を示す写真の順序で貼りつけるものとする。

- 3 写真撮影に当たっては、「土木請負工事必携」の「写真管理基準」の「写真撮影の共通事項」に示す黒板に必要事項を記入して、これを含めて撮影しなければならない。

（工事の現場管理）

第18条 受注者は、工事中、常に最善の現場管理を行い、工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

- 2 工事現場に水路管理施設又は水利権者の管理施設等がある場合、当該施設の管理者と協議の後、工事に着手しなければならない。また、工事の完了後、第16条に規定する完成報告をする前に、当該施設の管理者の承認を得なければならない。

- 3 汚泥は、適切に収集運搬しなければならない。また、その際、道路等を汚損した場合は、洗浄等の必要な処置をとらなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第19条 受注者は、工事の施工に当たり、善良な管理者としての注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を及ぼしたときは、その一切の責任を負担しなければならない。

（交通の安全確保）

第20条 受注者は、工事の施工に当たり、「土木請負工事必携」の「道路工事現場における標示施設等の設置基準」及び「道路工事保安施設設置基準」により、保安施設を十分に設置し、常に、工事現場の安全管理の確保に努めなければならない。

- 2 一般交通に支障をきたす場合は、必ず交通誘導警備員を常駐させなければならない。
- 3 道路を通行止めする場合においても、歩行者が安全に通行できるよう、幅1.0m以上（特に、歩行者の多い箇所においては1.5m以上。）の通路を確保し、歩行に危険のないよう処置しなければならない。

（検 査）

第21条 発注者が受注者から工事の完成報告を受けたとき、検査職員は、このことを確認するための完成検査を実施する。当該検査の結果については、完成検査結果通知書（様式5）を交付する。

- 2 受注者又は現場代理人は、完成検査に必ず立会わなければならない。
- 3 検査の結果、検査職員が工事の手直しを要すると認めたときは、手直し工事指示書（様式6）に所要事項を記入のうえ受注者に交付する。この場合において、受注者は、その指示に従い、手直し工事を実施しなければならない。

らない。

(請負代金の請求)

第22条 請負代金は、1か月ごとに精算するものとする。

2 受注者は、毎月末までに、1か月間に完成した工事の請負代金に対する請求書(支出命令書)等を提出しなければならない。

(雑 則)

第23条 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者及び受注者が別に協議する。

受注者記入欄

受注者の産業廃棄物の収集運搬に関する項目について、下記の欄に記入すること。

受注者の許可の事業範囲 (事業の区分)	
当該契約にかかる産業廃棄物の積替え又は保管	<input type="checkbox"/> 積替え又は保管を行う <input type="checkbox"/> 積替え又は保管を行わない
積替え又は保管を行う場合、積替え又は保管場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限	

※ 受注者は、この事業の範囲を証するものとして、収集運搬の許可証の写しを発注者に提出すること。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出すること。

令和 年度

指示番号

単価契約工事指示書

令和 年 月 日

様

京都市長 ○○ ○○

下記のとおり、契約書及び仕様書等に基づき施工することを指示します。

年度・単価契約工事名	
工事場所・路線名	
工 期	
請負金額	円

工事内容	工 種	小運搬の有無	単位	指示数量	契約単価(円) (税込)	価格(円) (税込)	備考
	計						

付近見取図	計算土量	別紙参照
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>断面 1</p> <p>$A1 =$</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>$w =$</p> </div> </div>	
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>断面 2</p> <p>$A2 =$</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>$w =$</p> </div> </div>	

令和 年度

完 成 通 知 書

令和 年 月 日

京 都 市 長 様

京都市〇〇区〇〇町〇番地〇
 〇 〇 〇 〇
 代表取締役 〇〇〇〇

下記工事が完成したので、契約書第34条第1項に基づき関係図書を添えて通知します。

年度・単価契約工事名	
指示番号・指示年月日	.
工事場所・路線名等	.
工 期	
完成日	令和 年 月 日
請負金額	円

	工 種	小運搬 の有無	単 位	出来形 数量 (※)	契約単価 (円) (税込)	価格(円) (税込)	備 考
完成工事 内容							
	計						

※出来形数量は、小数第3位以下を切り捨てた数値とする。ただし、出来形数量が小数第2位に満たない場合は、有効数値第1位の数量を出来形数量とする。

指示番号

単 価 契 約 工 事 記 録 写 真 帳

工事着手前

工事完成后

工事の過程
 (用紙が不足する場合は、同型の用紙を継ぎ足す。)



完成検査結果通知書

受注者

様

京都市長 ○○ ○○

貴社が受注した工事について、下記のとおり検査結果を通知します。
なお、評定点に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面を受けた日から起算して14日（「休日」含む。）以内に、書面により説明を求めることができます。
回答は書面により郵送します。

記

令和 年度	検査年月日	遅延日数(終期日の翌日より)	日
工 事 名			
指示番号・指示年月日	.		
工 事 場 所			
工 期			
請 負 金 額			
検 査 結 果	合 ・ 否		
検 査 職 員 職 名 ・ 氏 名			
説 明 を 求 め る 書 面 の 送 付 先	所 在 地 担当課(所)名	TEL	
手 続 等 の 問 い 合 わ せ 先			

様式6

手 直 し 工 事 指 示 書	
工 事 名	
工 事 場 所	
受 注 者 氏 名	
現 場 代 理 人 氏 名	
主任技術者又は監理技術者氏名	
公 共 施 設 管 理 者	
事業課（所）監督職員・職氏名	
検 査 職 員 ・ 職 氏 名	
指 示 日	令 和 年 月 日
契約書第34条第6項に基づき下記のとおり指示します。	
指示内容	(手直し工事期限 令 和 年 月 日)

完 了 日	受 注 者	現場代理人	主任技術者又は監理技術者				
令 和 年 月 日							
指 示 の 事後確認印	監理検査課長	検 査 職 員	所 属 長	担 当 課 長	総括監督員	主任監督員	担当監督員
			印	印	印	印	印

- 注1:受注者は、本票（正）を受領した後、工事期限日までに手直し工事を完了させ、完了したときは、直ちに確認印欄のそれぞれに記名（署名または押印含む）し、発注者へ提出すること。
- 注2:発注者は、本票（正）を受領した後、直ちに確認印欄のそれぞれに押印の後、監理検査課に提出すること。
- 注3:検査職員は、完了を確認したときは、直ちに確認印欄のそれぞれに押印し、本票（正）を監督職員へ送付する（こ
- 注4:監督職員は、すべての手続きが完了したときは、本票（正）を受注者へ発行する（この写しを発注者側にて保存する。）こと。
- 注5:各事業課（所）の職員が検査職員の場合は、必要箇所を訂正して使用すること。

機械浚渫工事箇所図

